

## 平成23年度事業計画（案）

自平成23年 4月 1日

至平成24年 3月31日

（社）愛知県公共嘱託登記司法書士協会

### 1. 基本方針

東北地方で発生した大地震の影響は今後どの程度、この不況に影響を与えるのか、全く予測がたたない。

今後、国が行う公共事業については、被災地域の復興に重きを置く事が想定されるが、愛知県内においては、知事の交代以降公共事業のあり方がどのように変化していくのか、現状では様子見と言ったところであろう。

公益法人化に向けての準備をする中で、この組織の存在意義、次の四半世紀に向けてどの様な方向性を選ぶべきか、何度も議論を重ねてきた。

司法書士制度の変化、司法書士法人の台頭、契約相手たる官公庁の政策変換等、協会を取り巻く環境は常に変化し、その中でどの様にバランスを保ち、我々が持つ高度な専門性をいかに社会的貢献へと結びつけるのか、これまでもそうであったように、これからも課題となっていくだろう。

いよいよ公益認定の申請を行う今年度においては、認定・不認定の結果が明らかにされるが、いずれの場合であっても協会の必要性を内外にアピールし、組織の効率化・財政の健全化を怠らないようにしたい。

### 2. 総務

（東北地方の支援活動）

全国トップクラスの財力・組織力を有する愛知県協会においては、先の震災被害への対応について一番手を期待される中、東北地方の公嘱協会に援助の申し出を行った。結果、援助要請の連絡があったので、これに応えていきたい。

具体的な援助方法として、以下の方法を検討中である。

東北地方の公嘱協会に対し、当協会の内部留保金から義援金を送る。

中部ブロック連絡協議会からも同様の支援を行う。

当協会が発行した書籍（相続早わかり読本）を増刷し、その売上金の一部を義援金とするか、著作権を東北地方の協会に譲り、販売促進活動用に使ってもらう。

（開かれた公益目的活動）

公益法人認定法に定める公益認定を受けるためには、法人が公益目的事業を行っているのか 広く一般国民が利用できる態勢を整えているか、の二点を満たさなければならない。

当協会を評価するに、の要件は十分に満たしているものの、の要件はこのままでは不完全である。

現状のように、官公庁から登記業務を受注し、それを処理しているだけでは、一般国民がコンビニ感覚で立ち寄って利用できる組織でないため、公益法人認定法で保護すべき法人に該当しないとの判断が下される可能性が高い。

この為、再検討すべき課題として、協会が一般市民に向けて情報を発信し、サービスを提供できるような業務内容を追加し、不特定多数の者に利益の増進を与える組織になっていく必要がある。

(関係各所との交流)

例年通り、公嘱土地家屋調査士協会、法務局等の官公庁等、全司協(全国公共嘱託登記司法書士協会協議会)、中五(中部ブロック公共嘱託登記司法書士協会連絡協議会)、司法書士会、政治連盟、リーガルサポート、協同組合等の隣接する団体との会議への参加と協調を目指していきたい。

### 3. 広 報

本会会報・ホームページ等を通じての情報の公開していく。  
ホームページについては必要な更新が行われておらず、うまく活用されていないので、リニューアルする方向で検討したい。

### 4. 経 理

予算の適正な執行と合理化をはかる。  
なお、公益法人化の為、顧問税理士を変更させた。

### 5. 開 発

昨年度発行した「相続早わかり読本」は大変好評を得ている。  
官公庁から問い合わせが多くあり、他県の協会からも発注の申し込みがあった程であったが、おそらく市販の書籍ではケアされていない内容が多く盛り込まれていたせいだと思われる。  
今年度、増刷を考えているが、内容をさらに充実させていきたい。  
また、「相続財産管理人」や「不在者財産管理人」をテーマにした講義の依頼もある事から、官公庁に対してこれらの情報提供をしていき、業務受託に繋げていきたい。

### 6. 全司協

全司協も今年度は役員の改選期にあたるが、徐々に組織の弱体化が心配されている。昨年の時点で12県の協会が解散状態にあり、各県協会の売上げが激減する中で、全司協の運営が困難なのは理解できるが、活動の方向性にも問題があると思われる。  
昨年開催された全国理事長会議は、意見交換の場であり、業務改善の発案の場でもあったが、その様な場所を提供するのも全司協の役割であり、自発的にその様な活動をしていてもらいたい。  
今後も全司協に対し業務改善の要望を出し続けるのと同時に、他県のリーダーたちと意見を出し合い、全司協のあるべき今後のデザインについて、愛知が主導的な役割を果たして行きたい。

以 上